

平成 30 年 度

浦安市資金不足比率審査意見書
(浦安市公共下水道事業特別会計)

浦 安 市 監 査 委 員

浦 監 第 167 号
令和元年 8 月 26 日

浦安市長 内 田 悦 嗣 様

浦安市監査委員 黒 田 レイ子

同 醍 醐 唯 史

同 西 川 嘉 純

平成 30 年度浦安市資金不足比率審査意見書の提出について
(浦安市公共下水道事業特別会計)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成 30 年度浦安市資金不足比率審査意見書

(浦安市公共下水道事業特別会計)

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和元年 7 月 31 日から令和元年 8 月 16 日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成 30 年度	平成 29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	－％ (－6.27%)	－％ (－2.72%)	20.00%

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「－％」で表示している。なお、() 内のマイナスの数値は参考として表示したものである。

※経営健全化基準の数値は、前年度と同一である。

5 審査意見

資金不足比率は、経営健全化基準と比較してこれを下回っており、財政は健全であると認められる。